

平成12年（2000年）9月29日以降にご加入の「新がん特約C型」、平成13年（2001年）10月26日以降にご加入の「がん特約C型」  
以下の支払事由に該当した場合に、給付金をお支払いします。

## がん治療給付金

次の条件をいずれも満たしたとき、1回目の「がん治療給付金」をお支払いします。

- ・責任開始期以前に、悪性新生物（がん）と診断確定されていないこと
- ・悪性新生物（がん）と診断され、その治療を目的とする入院を開始すること

### 1回目

がん入院給付金日額の200倍

### 2回目以降

がん入院給付金日額の100倍

前回の治療給付金が支払われた入院の入院開始日から2年経過していることが条件です。

⚠【ご注意】責任開始期から90日以内に診断確定された乳房の悪性新生物（がん）は、がん治療給付金の対象とはなりません。

## 急性心筋梗塞治療給付金

急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以外の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき

### 支払額

がん入院給付金日額の200倍（支払は1回）

## 脳卒中治療給付金

脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

### 支払額

がん入院給付金日額の200倍（支払は1回）



急性心筋梗塞とは何ですか？



冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病をいいます。

- ア. 典型的な胸部痛の病歴
- イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化
- ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的な上昇



脳卒中とは何ですか？



脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により、脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいいます。

入院給付金の支払事由に該当し、その入院の前または退院後の所定の期間内に病院または診療所へ通院したときに、通院給付金をお支払いします。

### 通院給付特約

「入院給付金の支払対象となった入院」の、退院日の翌日から120日以内に通院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院の支払限度 : 30日  
通算支払限度 : 700日

### 新通院特約

「入院給付金の支払対象となった入院」の、入院開始日の前日より60日以内、または退院日の翌日から120日以内に通院をしたとき給付金をお支払い

### 通院特約

1回の入院の支払限度 : 45日  
通算支払限度 : 700日

- 入院初期給付特約・新入院初期給付特約を付加されており、入院初期給付金の支払事由に該当した場合でも、入院給付金の支払事由(6ページをご参照ください。)に該当しない入院に対する通院は、支払対象になりません。
- 治療目的以外の通院は支払対象になりません。したがって、治療処置をとらなわれない薬剤や治療材料の購入・受取りのみの通院、および妊婦健診のみの通院は、支払対象になりません。
- 入院給付金の支払事由と関係のない治療での通院については支払対象になりません。
- 「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所への通院は、「四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲」に関する施術を目的とする場合に限り、支払対象となります。

入院時療養給付特約は通院関係特約の更新専用の特約です。

平成21年(2009年)8月以降に医療保険を更新した場合、通院関係特約(通院特約、新通院特約、通院給付特約)が入院時療養給付特約に変更となります。

### 入院時療養給付特約

不慮の事故または病気により継続2日以上入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき2日～9日の入院 : 特約基準給付金額の10倍  
10日以上入院 : 特約基準給付金額の15倍

支払限度 : 上記の給付倍率を通算して700倍まで

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、先進医療による療養を受けたとき、給付金をお支払いします。

### Q 先進医療とは何ですか？

**A** 厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する医療機関で行われるものに限り、先進医療に該当するかどうかは、必ず治療を受ける前に主治医にご確認ください。

### Q 先進医療給付金直接支払サービスとは何ですか？

**A** 先進医療の中でも「重粒子線(炭素イオン線)治療」「陽子線治療」にかぎり、先進医療給付金を当社から医療機関に直接お支払いするサービスのことです。

▲【ご注意】 契約内容や対象医療機関について利用条件があります。治療にあたり余裕をもってお問合わせください。

責任開始期以後に所定の移植術または骨髄提供のための骨髄採取手術を受けたとき、給付金をお支払いします。

給付の対象		給付割合	備考
移植術	心臓移植術	100%	
	肺移植術	100%	
	肝臓移植術	100%	
	膵臓移植術	100%	
	小腸移植術	100%	
	腎臓移植術	30%(2回目以降は10%)	通算3回まで
	骨髄移植術	30%(2回目以降は10%)	通算3回まで
骨髄幹細胞採取手術 末梢血幹細胞採取手術		3%	通算2回まで

※移植医療給付金のお支払いは、給付割合を通算して100%をもって限度とします。

※骨髄幹細胞、末梢血幹細胞の採取手術に対する給付金のお支払いは、この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以降に行われたものであることとします。

### Q 骨髄ドナーとなり、入院しました。入院や手術に関する給付金は支払対象となりますか？

**A** ドナーご本人の疾病やケガの治療を目的とした入院・手術ではないため、入院や手術に関する給付金はお支払いできません。

責任開始期以後に生じた不慮の事故により以下の事由が発生し、180日以内に治療を受けたときに給付金をお支払いします。

- ①骨折……………「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折の場合や、骨折部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板など）の場合を除きます。
- ②関節脱臼………「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- ③腱の断裂………「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。なお、靭帯の断裂・損傷、肉離れは、腱とは異なるため該当しません。

「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は「四肢における骨折または関節脱臼」に関する施術にかぎり、お支払いします。



#### お支払いできる場合

自転車で走行中に転倒、左手を骨折し、医療機関にて治療を受けた。  
不慮の事故を原因とした特定損傷のため、特定損傷給付金をお支払いします。



#### お支払いできない場合

骨粗しょう症の治療中であり、立ち上がろうとして左手に体重をかけた際に骨折し、医療機関にて治療を受けた。

不慮の事故を原因とした骨折ではないため、特定損傷給付金はお支払いできません。

以前肩を脱臼し、その後スポーツなどで脱臼を繰り返すようになり、また同じ部位を脱臼したので医療機関にて治療を受けた。

反復性脱臼のため、特定損傷給付金はお支払いできません。